

■第3期佐世保市地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定について（案）

1. 計画の名称

第3期佐世保市地域福祉計画・佐世保市地域福祉活動計画（以下、「第3期計画」という。）とする。

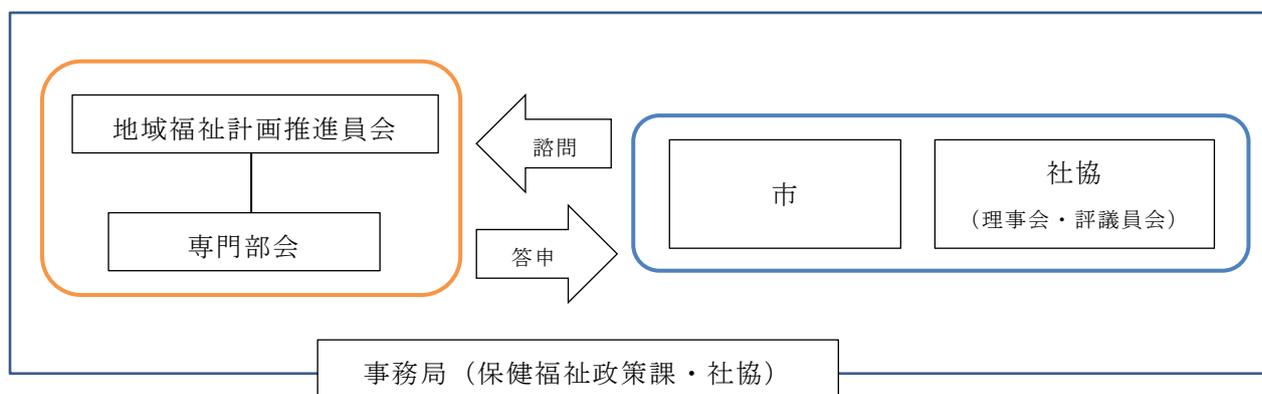
※第2期佐世保市地域福祉計画・佐世保市地域福祉活動計画と同様に、「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」を一体的なものとして策定する。

2. 計画期間

平成31年4月1日～平成36年3月31日（5年間）

3. 計画の策定体制

佐世保市が佐世保市地域福祉計画推進委員会に諮問し、その事務局を佐世保市保健福祉部保健福祉政策課と佐世保市社会福祉協議会が担う。



4. 計画の策定方法

(1) 佐世保市地域福祉計画推進委員会による検討、協議

計画の構成や内容等について、佐世保市地域福祉計画推進委員会にて検討、協議をおこなう。

※敬称略

No.	選出区分・所属団体等（役職）	委員名
1. 市民団体の代表		
(1)	佐世保市民生委員児童委員協議会連合会（会長）	林 俊孝
(2)	佐世保市連合町内連絡協議会（会長）	嬉野 憲二
2. 福祉・介護・医療団体の代表		
(3)	佐世保市医師会（副会長）	土井 庸正
(4)	長崎県社会福祉士会（副会長）	池田 和枝
(5)	佐世保市介護支援専門員連絡協議会（副会長）	森 俊輔
(6)	清水地域包括支援センター（センター長）	川原 玲子
3. 学識経験者		
(7)	長崎国際大学（薬学部 教授）	榊原 隆三
(8)	第2期地域福祉計画・地域福祉活動計画策定時委員長	西 司

[任期：平成26年4月1日～平成31年3月31日まで]

現委員に加え、次の所属団体等から新たに7人の委員を委嘱する。(合計15人)
任期は委嘱の日から平成31年3月31日まで。

※参考：佐世保市地域福祉計画推進委員会設置要綱

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

※敬称略

No.	選出区分・所属団体等	委員名
1. 市民団体の代表〔現在2名⇒4名〕		
(1)	佐世保市福祉推進協議会会長連絡会の代表	()
(2)	ボランティア・NPOの代表(学生ボランティア協会など)	()
2. 福祉・介護・医療団体の代表〔現在4名⇒8名〕		
(3)	佐世保市医師会理事(市保健福祉審議会高齢者福祉分科会長)	迎 徹
(4)	佐世保市肢体障害者協会会長(〃 障がい者福祉分科会長)	村山 隆之
(5)	長崎短期大学副学長(市子ども・子育て会議委員長)	川原 ゆかり
(6)	佐世保地域リハビリテーション広域支援センターの代表	()
3. 学識経験者〔現在2名⇒3名〕		
(7)	長崎県立大学地域創造学部	()

①地域福祉計画推進委員会(全体会)の開催

- ・第3期計画の策定方針、体制について
- ・第3期計画の構成について
- ・第3期計画素案について

②地域福祉計画推進委員会専門部会の設置・開催

計画に掲げる取り組み事項(事業)について協議するため専門部会を設置する。各部会では、担当する項目の取り組み内容について協議し、全体会に報告する。

(2)パブリックコメント

第3期計画(素案)について、パブリックコメントを実施する。

(3)市及び社協での手続き

第3期計画について、市及び社協でそれぞれ承認を得て完成させる。

5. これまでの策定経過と第3期計画の策定について

(1)第1期計画〔平成21年度～平成25年度〕

策定方法：住民座談会「お茶の間トーク」、地域福祉座談会「ふれあいトーク」を実施し、住民の生活課題を把握した。

主な内容：地域福祉への意識啓発、情報発信、交流の場づくりの推進、地域福祉活動の実践(地区地域福祉活動計画の推進)

(2) 第2期計画〔平成26年度～平成30年度〕

策定方法：高齢者、障がい者、児童の各分野で活動している専門機関や関係団体を対象に第2期計画策定に係る基礎調査を実施し、実情と課題を把握した。

主な内容：地域福祉の領域の明確化、ケースワークの充実（個別支援）、福推協の位置づけの明確化（地域福祉活動）、ふくし教育の推進

(3) 第3期計画〔平成31年度～平成35年度〕

策定方法：

①地域福祉の推進に関する調査の分析

平成29年度に実施している「佐世保市の地域福祉の推進に関する調査」をもとにした、佐世保市の地域福祉の推進状況の実態と課題をふまえ、市全域（または圏域）に必要な今後の取り組みを検討する。（調査・分析は長崎国際大学に委託）

②専門職や関係団体等を対象とした座談会の実施

福祉や医療に携わる関係機関、団体等に所属する人を対象に座談会を開催し、制度やサービスで対応できないニーズや課題等について意見を聴く。なお、市内3カ所（東部、中部、北部）で実施する。

主な内容：

①②をもとに、佐世保市の地域福祉の推進に関する現状と課題を整理し、第3期計画の具体的な取り組みとしてまとめる。

→第7回委員会において、構成や骨子（案）として提案する。

6. スケジュール

別紙のとおり

7. その他（留意点等） ※別紙参照

(1) 改正社会福祉法107条第1項に計画に盛り込むべき内容として追加された、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉、その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」へ対応と他の行政計画との関係性の整理

(2) 改正社会福祉法106条の3に規定された包括的支援相談体制の整備に関する取り組みの位置づけ